

令和8年度第1回湖南省多文化共生推進プラン第1回策定委員会(次第)

日時:令和8年(2026年)7月28日(火)19:00～

場所:湖南省役所東庁舎4階 第4委員会室

開会

1 あいさつ

2 委員紹介

3 協議事項

(1) 委員長・副委員長の選出

(2) 市長からの諮問

(3) 湖南省の外国人の状況および湖南省多文化共生推進プランについて

(4) 第4次湖南省多文化共生推進プラン策定スケジュールについて

4 事務連絡

閉会

湖南省多文化共生推進プラン策定委員会 委員名簿

任期：令和8年（2026年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日

区分	氏 名	所属・役職 など	備考
1号委員	森 雄二郎	京都文教大学 教育・社会連携コーディネーター	
2号委員	大塚 ブォン	湖南省国際協会 相談員	
	鶴衛 正義	湖南省国際協会 事務局長	
	船越 鈴代	湖南省ボランティア連絡協議会	
3号委員	上森 秀夫	I N F I N I T Y株式会社 代表取締役	
	打田 絹子	湖南省人権まちづくり会議 外国人の人権部会 会長	
	岡 博	湖南省地域代表者会 水戸学区まちづくり協議会 会長	
4号委員	青木 義道	湖南省立甲西中学校（夜間学級） 教頭	

1号委員 学識経験者

2号委員 各種団体の関係者

3号委員 市民の代表

4号委員 その他市長が必要と認める者

(趣旨)

第1条 この規則は、湖南省附属機関設置条例(平成25年湖南省条例第8号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、湖南省多文化共生推進プラン策定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、条例第2条第2項に規定する委員会の担任する事務について協議し、意見を述べ、又は助言を行うものとする。

2 条例第2条第2項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 多文化共生推進施策に関する基本的な考え方に関する協議
- (2) 各行政分野における多文化共生推進施策のあり方に関する協議
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的のために必要な事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 市民の代表
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長とする。

3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、多文化共生推進に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開催される委員会の会議は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成30年規則第3号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

湖南省の外国人の状況について

湖南省の国籍別（100人以上）の外国人数（各年12月末時点）

	2025 年	2020 年	2015 年
ブラジル	1,427 人	1,531 人	1,035 人
ベトナム	1,165 人	566 人	—
インドネシア	404 人	156 人	—
ペルー	345 人	356 人	356 人
ミャンマー	295 人	—	—
韓国	224 人	265 人	302 人
フィリピン	158 人	113 人	—
中国	132 人	151 人	169 人
外国人総数	4,356 人	3,317 人	2,255 人
全人口	54,036 人	55,021 人	54,837 人
比率	8.06%	6.03%人	4.11%

（抽出日：各年1月上旬）

湖南省の小学校区別の外国人数（各年12月末時点）

	2025		2020		2015	
	外国人	比率	外国人	比率	外国人	比率
下田小学校	368 人	6.00%	277 人	4.41%	212 人	3.53%
岩根小学校	604 人	14.55%	547 人	12.34%	320 人	7.00%
三雲小学校	729 人	7.39%	579 人	5.69%	359 人	3.52%
三雲東小学校	336 人	6.46%	214 人	4.12%	133 人	2.63%
水戸小学校	1,402 人	23.83%	1,008 人	18.19%	680 人	12.68%
石部小学校	421 人	6.56%	347 人	5.29%	249 人	3.89%
石部南小学校	322 人	6.37%	221 人	4.20%	153 人	2.74%
菩提寺小学校	120 人	1.81%	92 人	1.33%	63 人	0.89%
菩提寺北小学校	74 人	1.57%	49 人	1.05%	43 人	0.94%

（抽出日：2026年6月）

湖南省の在留資格別（10 資格）の外国人数（各年 12 月末時点）

	2025 年	2020 年	2015 年
永住者	999 人	978 人	814 人
定住者	865 人	963 人	648 人
技術・人文知識・国際業務	602 人	268 人	6 人
技能実習 2 号口	373 人	389 人	122 人
家族滞在	305 人	75 人	12 人
特定技能 1 号	289 人	15 人	0 人
特定活動	244 人	60 人	2 人
特別永住者	215 人	246 人	299 人
技能実習 1 号口	161 人	54 人	93 人
日本人の配偶者等	155 人	190 人	157 人

（抽出日：2026 年 6 月）

※在留資格の説明※

永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者
定住者	日本人の親族、日系人の子、外国人配偶者の子など
技術・人文知識・国際業務	公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野もしくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術もしくは知識を要する業務または外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務に従事する者
技能実習 2 号口	技術の習熟を目指す活動を目的とする実習 2～3 年目の技能実習生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者・子
特定技能 1 号	人手不足深刻な分野で、一定の知識や経験を持つ外国人が働くための資格
特定活動	現在ある在留資格のいずれにも分類できない活動に従事する外国人
特別永住者	「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者などの出入国管理に関する特例法」による永住者
技能実習 1 号口	技能の修得を目指す活動を目的とする入国後 1 年目の技能実習生
日本人の配偶者等	日本人の配偶者もしくは特別養子または日本人の子として出生した者

■就労に制限の無い在留資格

永住者、特別永住者、定住者、日本人の配偶者等・・・2,295 人

■就労に制限のある在留資格

技術・人文知識・国際業務、技能実習、特定技能、特定活動、家族滞在・・・2,081 人

滋賀県内の国籍別外国人数（各年 12 月末時点）

	2025 年	2020 年	2015 年
ベトナム	12,030 人	5,903 人	913 人
ブラジル	8,782 人	9,039 人	7,173 人
中国	4,692 人	5,241 人	4,661 人
韓国・朝鮮	3,798 人	4,322 人	4,802 人
フィリピン	3,543 人	2,658 人	2,204 人
インドネシア	3,492 人	1,107 人	539 人
ミャンマー	1,759 人	241 人	56 人
ペルー	1,516 人	1,514 人	1,468 人
ネパール	1,033 人	304 人	141 人
タイ	588 人	291 人	225 人
米国	422 人	345 人	363 人
その他	3,080 人	2,111 人	1,288 人
滋賀県全体	44,735 人	33,076 人	23,833 人

滋賀県総合企画部国際課調査・公益財団法人滋賀県国際協会の資料に基づく

滋賀県内市町の外国人数（2025 年 12 月末時点で比率が 2%以上の市町）

	比率	外国人	総人口
湖南市	8.07%	4,365 人	54,063 人
愛荘町	6.17%	1,289 人	20,879 人
甲賀市	5.71%	4,959 人	86,870 人
日野町	5.09%	1,040 人	20,419 人
東近江市	4.70%	5,200 人	110,640 人
豊郷町	3.94%	278 人	7,049 人
彦根市	3.86%	4,269 人	110,489 人
長浜市	3.75%	4,167 人	111,156 人
近江八幡市	2.93%	2,400 人	81,778 人
草津市	2.82%	3,987 人	141,304 人
栗東市	2.66%	1,871 人	70,385 人
野洲市	2.51%	1,270 人	50,623 人
竜王町	2.47%	274 人	11,074 人
高島市	2.06%	915 人	44,466 人
滋賀県全体	3.19%	44,735 人	1,400,716 人

滋賀県総合企画部国際課調査・公益財団法人滋賀県国際協会の資料に基づく

湖南省多文化共生推進プランについて

○総務省通知「地域における多文化共生推進プランについて」（平成 18 年 3 月通知） （抜粋）

地域の実情と特性を踏まえ、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するようお願いします。

○湖南省多文化共生の推進に関する条例（平成 24 年 3 月制定） （抜粋）

第 1 条 この条例は、国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化を認め合い、人権を尊重し、このまちの市民としてその文化や習慣の下で共に生きていく多文化共生社会の推進に寄与することを目的とする。

第 4 条 市長は、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するため、地域の実情を踏まえた多文化共生推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

○湖南省多文化共生推進プラン

- ・平成 24 年（2014）年 3 月 湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan （2012 年 4 月から 2017 年 3 月まで）
- ・平成 29 年（2017）年 3 月 湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan II （2017 年 4 月から 2022 年 3 月まで）
- ・令和 4 年（2022）年 3 月 湖南省多文化共生推進プラン With KONAN Plan III （2022 年 4 月から 2027 年 3 月まで）

基本理念：いろんな文化が響きあう 一人ひとりが笑顔でいられるまち 湖南

基本の柱：1. 交流と理解の促進のためのコミュニケーション支援

2. だれもが安心・安全に暮らせるための支援

3. 国籍にかかわらず、一人ひとりが協力して進める活力ある多文化共生の地域づくり

○多文化共生の推進にかかる指針・計画の策定状況

- ・県内 滋賀県（2025 年 3 月）、彦根市（2026 年 3 月）、長浜市（2023 年 3 月）、草津市（2026 年 3 月）、甲賀市（2020 年 5 月）、東近江市（2025 年 9 月）
- ・全国 都道府県 …… 23/47（49%）
市（指定都市除く）…… 121/611（16%）

※令和 6 年 8 月総務省自治行政局国際室調査（※令和 6 年 4 月 1 日現在）

基本の柱		成果指標	令和2年度	令和7年度	取組実績（令和7年度）	
			基準値	目標値	実績値	内容・課題等
1	交流と理解の促進のためのコミュニケーション支援	広報こなん「やさしい日本語」版の記事の項目数の割合（通常版との比較）	28%	34%	30.0%	計画期間中、毎月広報こなん「やさしい日本語版」を発行しました。掲載する記事は、緊急時の対応や生命・財産に影響が大きい情報等を優先度を高いものとして掲載しました。市民アンケートの「市の情報をどこから知りますか」という質問では、日本人は「広報誌」という回答が最も多いのに対し、外国人は「知人・友人から」という回答が最も多いという結果が見られましたが、市の広報誌は行政情報を幅広く掲載できる媒体であることから、外国人にとっても必要な情報を届ける手段の一つとして活用できるよう、広報誌の認知度向上と情報の伝わりやすさを意識した誌面づくりを進める必要があります。
		多言語通訳・相談の利用者数	7,633人	9,160人	3,463人	湖南省一元的外国人相談窓口では、ポルトガル語とベトナム語の通訳者の配置と自動翻訳機や電話通訳サービスにより多言語で対応しましたが、利用者数は減少しました。基準値とした令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により相談需要が高まっていたことや、主な利用者であるブラジル及びペルー国籍の外国人について、これまで増加傾向にあったものの、計画期間中は減少に転じたことも、利用者の減少につながっていると考えられます。相談内容は、各種証明書の発行、税に関する相談、在留資格に関する相談などの各種手続に関するものが中心となっていました。市民アンケートでは、外国人の約3割が日常的に主に利用する言語を「日本語」と回答し、日本語以外を主に利用すると回答した人の約半数も「日本語での会話が可能」と回答していましたが、市役所での各種手続においては、通訳者を介した対応を希望する人が多く見られ、自動翻訳機等の代替手段による対応では十分と受け止められない傾向がうかがわれます。
		日本語教室受講者数	119人	143人	143人	湖南省国際協会が年間を通して日本語教室を開催し、目標とした受講者数を達成しました。水戸と石部2つの地域で開催し、昼間・夜間や平日・土日など、多様な時間帯に教室を開催したことにより、受講機会の拡充が図られ、受講者数の増加につながりました。市民アンケートでも、外国人との関係で困った経験として「ことばの行き違いでコミュニケーションが取れなかったこと」という回答が多くあり、共通言語として外国人が日本語を習得できるよう学習の場の充実が必要です。
		日本語指導ボランティア数	15人	18人	32人	湖南省国際協会が、日本語ボランティア説明会や日本語学習サポーター養成講座などを定期的に開催し、日本語指導ボランティアの確保と育成に取り組み、市では事業所へのチラシ配布など、さまざまな機会を通じて啓発活動を実施しました。これらの取組により、日本語指導ボランティアの増加につながり、目標とした数値を達成しましたが、市民アンケートでは、「湖南省国際協会を知らない」人が約7割、「湖南省国際協会の活動に参加したことがない」人が約9割という結果でした。湖南省国際協会は、市の多文化共生推進の中間支援組織として重要役割を担っていることから、認知度向上と魅力ある活動の展開が必要です。

基本の柱	成果指標	令和2年度	令和7年度	取組実績（令和7年度）	
		基準値	目標値	実績値	内容・課題等
2 だれもが安心・安全に暮らせるための生活支援	多文化共生をテーマとした研修を行った企業数	9企業	11企業	16企業	多文化共生をテーマとした人権関連DVDを貸し出したほか、市が実施する多文化共生をテーマとした人権講座、うちなる国際化フォーラム、やさしい日本語講座などの事業案内を送付し、事業所内の研修としての参加を呼びかけ、目標とした数値を達成しました。多文化共生の地域づくりの推進に当たっては、事業所との連携が重要です。引き続き、事業所に対する情報提供を基本とし、多文化共生に関する理解促進を図り、地域全体で多文化共生を支える環境づくりに取り組めます。
	起業を考える外国人市民への説明会	-	2回／年	2回	湖南省一元的外国人相談窓口では、起業や開業に関する相談に対し、必要となる申請や資格等の情報提供を行いました。また計画期間中4回、個別の相談会を開催しましたが、参加者は2名でした。起業や開業に興味を持つ外国人は一定数いますが、事業計画、各種申請に加え、日本語能力が大きな壁となります。特に、行政手続きや資格取得に関する情報は日本語で提供されるものが多く、日本語能力が十分でない場合、必要な情報へアクセスすること自体が難しく、ビジネスレベルでの日本語の習得や、通訳者のサポートがなければ困難な状況です。
	外国人市民を対象とした緊急通報訓練	7回／5年	2回／年	0回	入国した外国人市民に対して実施する生活オリエンテーションと一体的に実施することで参加機会を確保できることから、独立した緊急通報訓練は開催せず、生活オリエンテーションの一環として、計画期間中に6回、緊急時の対応方法について説明を行いました。オリエンテーションでは、110番・119番への通報の流れや、通報時に伝えるべき内容、緊急時に落ち着いて行動できるよう具体例を交えながら説明しました。来日間もない参加者にとって、緊急時の対応は日常生活に必要な知識と密接に関係していることから、生活全般に関する情報とあわせて情報提供を行いました。
	外国人市民を対象とした防災に関する講座の開催	3回／5年	1回／年	4回	入国した外国人市民に対して実施する生活オリエンテーションで、防災に関する基本的な情報を提供しました。また、湖南省国際協会が開催する日本語教室や交流イベントなど、外国人市民が集まる機会に防災意識の啓発や湖南省メール配信サービスの登録の声かけを行いました。市民アンケートでは、外国人は災害時の避難場所について不安に思っているという回答が多くありました。また、避難所の清掃や物資の運搬など、災害時には自分がか力になれると思っている回答も多くあり、情報提供による防災意識の高揚と訓練などの体制づくりが必要です。

基本の柱		成果指標	令和２年度	令和７年度	取組実績（令和７年度）	
			基準値	目標値	実績値	内容・課題等
3	国籍にかかわらず、一人ひとりが協力して進める活力ある多文化共生の地域づくり	多文化共生に関する研修会の参加人数	46人	55人	75人	多文化共生をテーマとした人権講座、うちなる国際化フォーラム、やさしい日本語講座を開催しました。防災、地域づくり、教育などのテーマで、事例報告、パネルディスカッション、講演、ワークショップなどの内容を企画し、市内事業所、学校、団体などに広く周知を行い、目標とした参加人数を達成しました。市民アンケートでは、多文化共生の推進に対して肯定的な意見が寄せられる一方で、不安や懸念を示す意見も一定数見受けられました。このような状況を踏まえ、市民の理解促進や相互理解の醸成を図るため、多文化共生に関する研修や啓発の機会を充実させていく必要があります。
		外国人市民の子ども向け母語教室の修了者数	232人／５年	278人／５年	136人	湖南省国際協会が開催する南米語学学習教室で、５年間の修了者数の目標を278人としていましたが、目標達成には至りませんでした。その要因として、保護者の希望により継続して受講するケースが多く、毎年修了者数の伸びにつながらなかったこと、また、主な対象者であるブラジル及びペルー国籍の外国人市民について、これまで増加傾向にあったものの、計画期間中は減少に転じたことも、影響したものと考えられます。多文化共生社会の地域づくりを担う人材の育成という観点からも、修了者を地域で活躍するロールモデルとして積極的に紹介・発信することで、事業の認知度向上や受講意欲の喚起につなげ、新たな受講者の確保を図るなど、事業効果を高める取組についても検討する必要があります。

1. 交流と理解の促進のためのコミュニケーション支援 （1）わかりやすい情報の提供			
施策	取組内容	担当課	令和4年度から令和7年度までの取組内容
① 多言語による行政・生活情報の提供	行政・生活情報については、「やさしい日本語」や多言語による情報提供を行います。	全課	（全課） 広報こなん「ポルトガル語版」、「やさしい日本語版」に外国人の生命・財産など生活に影響が大きい情報等を優先度が高いものとして情報を掲載し、毎月発行し配布しました。また各課必要に応じて、ガイドブックや申請書などを必要に応じてやさしい日本語や多言語で作成したほか、窓口対応においても通訳者を配置した情報提供に取り組みました。 （人権擁護課） 一元的外国人相談窓口を設置し、通訳者の配置や自動翻訳機等を活用しながら、市役所の手続きの案内や、相談内容に応じて必要な機関への案内を多言語で行いました。また、全庁的なやさしい日本語の活用が促進されるよう、庁内会議で説明を行ったほか、やさしい日本語講座への参加を呼びかけを行っています。
	外国人市民向け情報誌コーナーを設置します。	人権擁護課	関係機関や団体の多文化共生にかかる行事のチラシ等を、庁内の情報コーナーに設置しました。
	市公式ホームページやメール配信については、ICTを活用した自動翻訳による多言語サービスを提供します。	秘書広報課	市ホームページやメール配信については、ICTを活用した自動翻訳による多言語サービスを提供しました。
		人権擁護課	湖南省国際協会との連携のもと、外国人市民のメール配信登録を呼びかけました。
	公共施設利用案内は「やさしい日本語」や多言語による作成を推進します。	全課	（全課） 各課必要に応じて、施設の利用案内やマニュアルをやさしい日本語や多言語で作成しました。 （人権擁護課） 全庁的なやさしい日本語の活用が促進されるよう、庁内会議で説明を行ったほか、やさしい日本語講座への参加を呼びかけを行っています。
② 安心して相談できる環境の整備	一元的外国人相談窓口の運営により、各窓口をICTを活用したウェブ会議システムで繋ぎ、通訳者がいない部署でも通訳者を介した相談に対応します。また、自動翻訳機を設置し、多言語にも対応します。	人権擁護課	一元的外国人相談窓口として、整備したタブレット端末は、市役所、湖南省国際協会、まちづくりセンター等の窓口をテレビ電話で繋ぐことができるほか、自動翻訳アプリを利用し、33言語の対応が可能です。また、自動翻訳機（ポケットーク）を来庁者が多い部署に配備しました。
		総務課	
	必要性の高い部署に通訳者を配置します。	人事課	各部署にヒアリングを行ったうえで、限られた財源の中でその必要性と優先順位を精査し、職員全体のバランスを見ながら、配置しています。
	「翻訳・通訳等にかかる業務手引き」を徹底し、通訳職員の質を向上します。	人権擁護課	新規採用した通訳職員に対し、手引きに基づく研修を実施しています。
		人事課	

③ 「やさしい日本語」の活用促進	市役所窓口における「やさしい日本語」の活用に努めます。	全課	（全課） 各課必要に応じて、やさしい日本語による窓口対応に努めました。 （人権擁護課） 全庁的なやさしい日本語の活用が促進されるよう、庁内会議で説明を行ったほか、やさしい日本語講座への参加を呼びかけを行っています。
	市広報紙「広報こなん」やさしい日本語版の作成を行い、効果的な周知に努めます。	人権擁護課	広報こなん「やさしい日本語版」に外国人の生命・財産など生活に影響が大きい情報等を優先度が高いものとして情報を掲載し、毎月発行し配布しました。また、全庁的なやさしい日本語の活用が促進されるよう、庁内会議で説明を行ったほか、やさしい日本語講座への参加を呼びかけを行っています。
		秘書広報課	広報こなん「やさしい日本語版」の作成を行い（約250部）、市役所のほか外国人市民の利用が多い企業やスーパー等（計41箇所）にも設置し、市ホームページでも周知に努めています。
④ 多言語案内表示の普及	公共施設において、案内表示を作成する際には、ふりがな・ローマ字・ポルトガル語併記、ピクトグラム(図記号)等を活用し多言語化の普及に努めます。	全課	（全課） 各課必要に応じて、施設の案内表示をふりがなやピクトグラムを用いたやさしい日本語や多言語で作成しました。
⑤ 様々な主体との連携による情報提供	国際協会や地域、企業等と連携し、広報・ホームページなど様々な媒体や機会を活用するなどして、外国人市民への情報提供の充実に努めます。	人権擁護課	国際協会、外国人を雇用する派遣会社や外国人受入の監理団体などと連携し、行事での啓発やチラシ配布等による外国人市民への情報提供を行いました。
		商工観光労政課	未実施
⑥ 生活に関するオリエンテーションの実施	転入者用の配布物については、市民として生活していく上で必要な情報を提供するとともに、国際協会や地域、企業等と連携し外国人市民への生活オリエンテーションを行います。	人権擁護課	外国人市民用の「転入セット」について随時更新を行いました。まだ外国人受入の監理団体からの要請により、入国者向けの生活オリエンテーションを実施し、ごみの出し方、生活マナー、防災や緊急通報などの基本的な情報提供を行いました。
		企画調整課	外国人市民用の「転入セット」をとりまとめ市民課窓口で配布しました。
		危機管理・防災課	外国人市民用の「転入セット」で多言語による避難所一覧を配布しました。
		環境政策課	ポルトガル語のごみの出し方マニュアルを作成し、必要に応じて窓口で配布したほか、広報こなん「ポルトガル語版」、「やさしい日本語版」でリサイクルプラザのカレンダーなど必要な情報提供を行いました。

1. 交流と理解の促進のためのコミュニケーション支援 （2）日本語および文化・慣習についての学習機会の提供			
施策	取組内容	担当課	令和4年度から令和7年度までの取組内容
① 日本語や日本文化を学ぶ機会の提供	国際協会や企業などと連携し、学習者のニーズに応じた参加しやすい日本語教室を開催します。また、日本の習慣や食文化を学ぶ機会の提供を行います。	人権擁護課	国際協会主催では地域、時間、曜日など多様なニーズに対応できる日本語教室を開催したほか、日本語初期指導教室「さくら教室」や外国人学校で、外国にルーツをもつ子どもたちに、日本の習慣や文化を学ぶ活動を行っています。
		商工観光労政課	国際協会で開催される行事などのチラシを企業訪問時に配布しました。
② 日本語指導ボランティアの養成	国際協会の協力のもと、日本語指導ボランティア養成講座を行います。	人権擁護課	毎年国際協会主催で、日本語指導ボランティア養成講座等を実施し、ボランティアの要請の確保に努めています。

2. だれもが安心・安全に暮らすための生活支援 （1）安心して教育・子育ての支援を受けられる環境の整備			
施策	取組内容	担当課	令和4年度から令和7年度までの取組内容
① 外国人児童生徒等支援員や翻訳機器等の配置	子どもやその保護者等との円滑なコミュニケーションが図れるよう、外国人児童生徒等支援員や翻訳機器等の配置をします。	学校教育課	母語支援員（外国人児童生徒等支援員）4名を配置し、翻訳機器等は各校1～2台ずつ配備しました。
		人事課	各部署にヒアリングを行ったうえで、限られた財源の中でその必要性と優先順位を精査し、職員全体のバランスを見ながら、配置しています。
② 日本語支援の必要な子どもへの学習支援	日本語初期指導教室「さくら教室」と、日本語支援の必要な外国人市民の親子を対象とした夏期休業期間中の学習支援「すまいりー事業」を引き続き実施します。また、通訳が必要な子どもに対し、通訳者が市内小・中学校を巡回し、通訳および学習支援を行います。	学校教育課	日本語初期指導教室「さくら教室」と、日本語支援の必要な外国人市民の親子を対象とした夏期休業期間中の学習支援「すまいりー事業」を6会場で行いました。また、通訳が必要な子どもに対し、通訳者が市内小・中学校を巡回し、通訳および学習支援を行いました。
③ 外国にルーツを持つ子どもの教育についての情報交換	日本語教室窓口担当者連絡会を開催し、小・中学校の外国にルーツを持つ子どもを担当する教員などを対象に、日本語指導や適応指導における現状と課題、指導のあり方などについての情報交換や研修会を行います。	学校教育課	日本語教室窓口担当者連絡会を年に3回開催し、小・中学校の外国にルーツを持つ子どもを担当する教員などを対象に、日本語指導や適応指導における現状と課題、指導のあり方などについての情報交換を行いました。

④ 子どもへの国際理解教育の推進、外国人の人権についての学習機会の確保	園や学校給食に様々な国の献立を取り入れ、食による国際理解教育を行います。	教育総務課	全国学校給食週間（毎年1月24日から30日まで）の期間中に様々な国の献立を取り入れるとともに、食育だよりや学校給食放送資料を提供しました。
		幼児施設課	外国にルーツがある子どもが在籍している学級では、「いただきます」「ごちそうさま」などの挨拶を母国語で言う機会を作るなどそれぞれの文化やことばに触れる機会を持ちました。
		学校教育課	給食中の校内放送において、様々な国の食べ物を紹介するなどして、国際理解教育を行いました。
	アメリカ合衆国セントジョーンズ市と湖南省の子どもとの絵画交流を行い、国際交流への関心を促します。	企画調整課	未実施
	国籍や民族などが違って、互いを認め合い、人権を尊重できるような人材の育成をめざし、小・中学校における人権学習を行います。	学校教育課	国籍や民族などが違って、互いを認め合い、人権を尊重できるような人材の育成をめざし、全ての小・中学校の授業において人権学習を行いました。
⑤ 外国にルーツを持つ子どもや保護者に対する就学支援	外国にルーツを持つ子どもやその保護者に対し、義務教育や進路に関する就学相談を行います。また、市内小・中学校で外国にルーツを持つ子どもの保護者会や個別懇談会を開催します。日本の教育制度への理解を深め、高等学校へ進学・卒業し、希望する生徒が高等教育につながるよう具体的な情報提供や個別懇談を行います。	学校教育課	外国にルーツを持つ子どもやその保護者に対し、義務教育や進路に関する就学相談を通訳を交えて行いました。また、市内小・中学校で外国にルーツがある子どもの保護者会や個別懇談会を開催しました。日本の教育制度への理解を深め、高等学校へ進学・卒業し、希望する生徒が高等教育につながるよう具体的な情報提供や個別懇談も通訳を交えて行いました。
		幼児施設課	就学支援にかかる懇談や学校見学などに通訳の派遣を行う通訳支援事業を行っています。
⑥ 地域などにおける外国にルーツを持つ子どもへの支援体制の確立	地域などにおける外国にルーツを持つ子どもへの日本語指導や学習支援、母語教育などの支援を行います。また、支援に取り組む団体との情報交換を行い、学校教育との連携に努めます。	学校教育課	地域などにおける外国にルーツがある子どもへの日本語指導や学習支援、母語教育などへの支援は行えていません。支援に取り組む団体との情報交換は行うことができました。今後、学校教育との連携に努めていきます。

⑦ 外国にルーツを持つ子どもの就学前における教育・保育についての情報提供	保育園や幼稚園、認定こども園の保護者に対し、入園に関する相談や情報提供を行います。特に就学を控えた4～5歳児クラスに該当する児童には市から積極的な案内と説明を行います。	幼児施設課	保育園等の申請の流れや仕組みなどを少しでも分かりやすく、また正確に伝えるために、現在はポルトガル語のみですが、部に配置されている通訳に同席してもらったり、入園申請に係る書類や入園案内などは翻訳したものを使用しています。他の言語への対応としてはポケトークなどの翻訳機や三者間通訳サービスなども活用しています。外国にルーツがある園児が多く在籍している園では、外国にルーツがある保護者を対象に定期的に懇談会を実施している園もあります。
--------------------------------------	--	-------	--

2. だれもが安心・安全に暮らすための生活支援 （2）安心して働くことのできる環境の整備			
施策	取組内容	担当課	令和4年度から令和7年度までの取組内容
① 労働に関する情報提供・相談	職業能力開発や労働関係についての情報提供を行います。また、相談内容に応じて「やさしい日本語」や多言語での対応に努めます。	商工観光労政課	就労相談を各施設巡回しており、広報こなん「やさしい日本語版」を通して周知しました。
	合同就職面接会では、外国人市民の雇用に積極的な企業の参加を働きかけます。また、外国人市民に情報が届くよう国際協会等と連携し、周知に努めます。	商工観光労政課	未実施
	障がいのある人や、ひとり親世帯の保護者、生活に困窮している等の外国人市民に、「チャンスワークこなん」を通じた求人情報の提供、職業相談、職業紹介を行います。	商工観光労政課	市役所1階にある「チャンスワークこなん」を窓口に、関係各課からの紹介を通して対応しました。
		福祉政策課	適宜支援が必要な方にチャンスワークこなんと連携し対応しています。
		障がい福祉課	チャンスワークこなんへは担当者も同席し、情報共有に努め、必要に応じて通訳職員同席により丁寧な説明を心掛けました。
		こども・若者政策課	令和4年度18件、令和5年度5件、令和6年度6件、令和7年度5件、母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施しました。
	新たに事業を開始する外国人市民から相談があった際は、商工会をはじめとした支援団体と連携し、情報提供に努めます。	商工観光労政課	商工会と関係課の通訳職員と連携し、相談者への対応を行いました。
② 企業に対する多文化共生推進のための啓発	企業訪問などを活用し、多文化共生や外国人市民の労働者の適正雇用に関する啓発を推進します。	人権擁護課	商工観光労政課の企業訪問の機会にし、当課の多文化共生にかかる情報提供を行いました。
		商工観光労政課	関係各課、関係機関のチラシを企業訪問時に配布し啓発を行いました。

2. だれもが安心・安全に暮らすための生活支援 （3）安心して暮らせる環境の整備			
施策	取組内容	担当課	令和4年度から令和7年度までの取組内容
① 居住支援に関する情報提供、啓発	市営住宅や他の公営住宅についての情報提供や相談については、「やさしい日本語」を使った窓口対応に努めます。	住宅課	市営住宅新規入居募集において、広報こなん「やさしい日本語版」で掲載したほか、申請書などをポルトガル語で作成しました、入居相談等については、やさしい日本語を使った窓口対応に努めています。県営住宅の募集期間において申請書の配布を総合受付で行い、ポルトガル語で案内を表記しました。
	外国人市民の入居差別がおきないよう、啓発を通して異文化の違い等に対する理解を促進します。	人権擁護課	多文化共生をテーマとした人権講座、うちなる国際化フォーラムの開催、人権まちづくり会議の活動における啓発パンフレットの作成の配布により、啓発に取り組んでいます。
② 医療・保健・福祉に関する情報提供	医療・保健・福祉に関する制度は多言語での情報提供を行います。また、公設の診療所では、外国人市民の利用状況等を分析した上で、医療通訳の配置やICT機器の導入も含めた情報提供のあり方を検討します。	人権擁護課	一元的外国人相談窓口を設置し、通訳者の配置や自動翻訳機等を活用しながら、相談内容に応じて必要な機関への案内を多言語で行いました。
		福祉政策課	タブレットを用いて翻訳を窓口で行い、多言語テレビ電話通訳サービスも必要時に活用しています。
		障がい福祉課	対応の際に必要なに応じて通訳職員の派遣を依頼し、適切に情報提供ができるように心がけました。
		保険年金課	対応の際に必要なに応じて通訳職員の派遣を依頼し、制度の案内の多言語化等で情報の提供を行い、手続きが円滑に進むよう努めました。
		健康政策課	健康情報等について、健康ガイドブックを日本語版とポルトガル語版を作成しており、ホームページから見るができます。また、必要に応じて広報こなん「ポルトガル語版」や「やさしい日本語」で情報提供を行っています。窓口や電話、訪問、事業実施時等において、必要に応じて通訳職員の同席により対応しています。
		地域医療推進課	広報こなん「ポルトガル語版」や「やさしい日本語」で診療所の情報提供を行っています。

2. だれもが安心・安全に暮らすための生活支援 （4）安全に暮らすための災害時・感染症流行時の支援体制の整備			
施策	取組内容	担当課	令和4年度から令和7年度までの取組内容
① 防災に関する情報の提供	「やさしい日本語」や多言語等での防災情報の提供に努めます。	危機管理・防災課	外国人市民用の「転入セット」で多言語による避難所一覧を配布したほか、自動翻訳による多言語での緊急情報のメール配信を行っています。
② 外国人市民の防災意識の高揚	地域、企業、学校等と連携し、外国人市民に対する防災学習を行います。	危機管理・防災課	未実施
		人権擁護課	国際協会との連携や「生活オリエンテーション」の実施により外国人市民に対する防災学習を行いました。
		商工観光労政課	未実施
		学校教育課	各校で児童生徒に防災学習を行い、日頃からどのような準備が必要か、災害時にどのような行動をとるべきか考えました。

③ 防災の担い手としての外国人市民の参画促進・育成	地域や企業と連携し、外国人市民と日本人市民の合同訓練に取り組み、防災リーダーとなる外国人市民の育成を行います。	危機管理・防災課	未実施
		人権擁護課	未実施
		商工観光労政課	未実施
④ 災害、感染症流行時の体制整備	災害発生や感染症流行時について、湖南省の実情に合った情報発信の仕組みづくりに努めます。	人権擁護課	国際協会との連携による情報発信と、自動翻訳による多言語での緊急情報のメール配信を行っています。
		危機管理・防災課	
		健康政策課	感染症流行時には、ホームページやメール等にて情報提供を行っています。

3. 国籍にかかわらず、一人ひとりが協力して進める活力ある多文化共生の地域づくり （1）多文化共生の地域づくりのための意識啓発			
施策	取組内容	担当課	令和4年度から令和7年度までの取組内容
① 多文化共生社会づくりへの意識啓発、不当な差別的言動の解消	「うちなる国際化フォーラム」の開催など多文化共生の社会づくりに向けた研修・啓発を行います。	人権擁護課	多文化共生をテーマとした人権講座、うちなる国際化フォーラムの開催、人権まちづくり会議の活動における啓発パンフレットの作成と配布により、啓発に取り組んでいます。
	特定の民族や国籍の人々に対し不当な差別的言動が生じないよう「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）の啓発に努めます。また相談があった際は関係団体と連携して対応します。	人権擁護課	多文化共生をテーマとした人権講座、うちなる国際化フォーラムの開催、人権まちづくり会議の活動における啓発パンフレットの作成と配布により、啓発に取り組んでいます。また、一元的外国人相談窓口を設置し、通訳者の配置や自動翻訳機等を活用しながら、相談内容に応じて必要な機関への案内を多言語で行いました。
	多文化共生に関する書籍や外国語の図書を収集し、テーマ展示を行うなどして啓発を行います。	図書館	英語、ポルトガル語に加えて、令和6年度にベトナム語の絵本も購入しました。
② キーパーソンの育成	「人権まちづくり会議」への外国人市民の参加を促進します。また、湖南省国際協会などと協力し、外国人市民の子ども向けの母語教室を行います。	人権擁護課	国際協会との連携により「人権まちづくり会議」への外国人市民の参加促進に取り組み、外国人の人権部会では、外国人を雇用する派遣会社や外国人向けのスーパー等の店舗を見学するフィールドワークを行いました。活動報告である「心のかけ橋」や啓発パンフレットを随時配布し活動の周知に努めています。また、国際協会では母語教室として「南米語学学習教室」を開催しました。

③ 多文化共生の場づくり	地域や湖南省国際協会などと協力し、日本人市民と外国人市民が気軽に集い、交流できる場づくりを行います。	人権擁護課	日本人市民と外国人市民が気軽に集い、交流できる場づくりとして、市と市国際協会が共催で、毎年「ワールドフェスタこなん」を開催している。
	外国人市民と日本人市民が交流できるイベントなどの情報について、湖南省や国際協会のホームページやフェイスブック、地域の広報紙などを活用し、情報提供を行います。	人権擁護課	市と市国際協会が共催による「ワールドフェスタこなん」の開催にあたり、ホームページ掲載やチラシの配布など周知に努めました。
		企画調整課	未実施

3. 国籍にかかわらず、一人ひとりが協力して進める活力ある多文化共生の地域づくり （2）地域活動における社会参画支援、連携・協働による地域活性化の推進			
施策	取組内容	担当課	令和4年度から令和7年度までの取組内容
① 外国人市民の社会活動への参加促進	外国人市民が地域活動等に参加しやすい環境をつくれます。また、様々な分野で外国人ボランティアが能力を発揮できるような仕組みをつくれます。	人権擁護課	国際協会では協会のさまざまな事業で外国人市民のボランティアが活動できるよう、募集と育成に取り組んでいます。
		企画調整課	未実施
② 多様性を生かした地域づくり	外国人市民から言葉や文化、知識などを学ぶ機会を設け、外国人市民が意見や提案しやすい環境を整えます。	人権擁護課	国際協会の「国際文化交流グループ」「地域共生グループ」等で、湖南省に住んでいる外国人市民の国の紹介する行事を開催しました。
		企画調整課	未実施
③ 地域で活躍する外国人市民に関する情報発信	市や湖南省国際協会の広報・ホームページなどを活用し、積極的にボランティア活動に取り組む人やグループ、地域や企業で活躍する人など外国人市民に関する情報発信を行います。	人権擁護課	国際協会が発行する広報誌「KIAたいむず」では地域や企業等で活躍する外国人市民やボランティアグループの活動が紹介されており、市の人権に関する会議や、多文化共生に関する講座などで配布し情報発信に努めました。
		秘書広報課	担当部局からの情報提供や情報発信の依頼がされませんでした。
		企画調整課	未実施
		商工観光労政課	未実施

これまでの取組から見える課題について

令和4年（2022年）に策定した現行計画では、以下の3つの基本の柱を定め、その実現に向けて具体的な施策を進めてきました。その取組から見えてきた課題は次のとおりです。

基本の柱1 交流と理解の促進のためのコミュニケーション支援

【施策の方向】

- （1）わかりやすい情報の提供
- （2）日本語および文化・慣習についての学習機会の提供

＜課題＞

日常生活において日本語でコミュニケーションをとることができる外国人は多いものの、地域における相互理解と交流をさらに促進するため、引き続き日本語学習機会の提供や、やさしい日本語の普及・啓発を進める必要があります。また、市民アンケートでは外国人の生活習慣や地域のルールに関する意見が多く寄せられており、外国人住民への生活オリエンテーションなど、日本で生活するための情報提供の充実が課題となっています。

基本の柱2 だれもが安心・安全に暮らすための生活支援

【施策の方向】

- （1）安心して教育・子育ての支援を受けられる環境の整備
- （2）安心して働くことのできる環境の整備
- （3）安心して暮らせる環境の整備
- （4）安全に暮らすための災害時・感染症流行時の支援体制の整備

＜課題＞

相談窓口を通じて適切な支援につなぐ体制に加え、災害時の避難所に不安を感じている外国人がいることから、生活オリエンテーションなどによる平時からの情報提供の充実や、国籍などの実情に応じた災害時の情報提供や支援体制の整備が課題です。さらには外国人住民が地域の防災の担い手として活躍できる環境づくりが必要です。

基本の柱3 国籍にかかわらず、一人ひとりが協力して進める活力ある多文化共生の地域づくり

【施策の方向】

- （1）多文化共生の地域づくりのための意識啓発
- （2）地域活動における社会参画支援、連携・協働による地域活性化の推進

＜課題＞

市民アンケートでは、多文化共生の推進に対して肯定的な意見が寄せられる一方で、不安や懸念を示す意見も一定数見受けられました。このような状況を踏まえ、市の目指す多文化共生の取組について市民が正しく理解できるよう、市民の理解促進や相互理解の醸成を図るための研修や啓発の機会を充実させていく必要があります。

第4次湖南省多文化共生推進プラン策定スケジュールについて

		会議等	概要
令和7年度	8月	湖南省人権擁護審議会	プラン策定のスケジュールについて（報告）
	6月から11月	湖南省多文化共生に関するアンケート	
令和8年度	4月	策定委員会委員候補者の検討	
	5月	策定委員会委員の委嘱 現行計画の取組状況調査・成果指標調査	
	6月		
	7月	第1回策定委員会（7/28）	・委員長・副委員長の選出 ・諮問（プランの策定について） ・湖南省における外国人の状況および湖南省多文化共生推進プランについて ・プラン策定スケジュールについて
	8月	湖南省人権擁護審議会	プラン策定の進捗について（報告）
	9月	第2回策定委員会	第4次プランの素案について
	10月	第3回策定委員会	・第4次プランの素案の意見集約・検討結果 ・第4次プランの原案について
	11月	湖南省多文化共生社会推進本部で報告 湖南省議会で報告	
	12月	パブリックコメント実施	
	1月		
	2月	第4回策定委員会	・パブリックコメントの結果について ・答申について
	3月	湖南省議会で報告	